第３条第２項中「組合（　）」の次に「指定都市職員共済組合、」を加える。
第４章及び第５章を次のように改める。
第４章　組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等
（組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等）
第20条　法第77条第１項に規定する付与率、同条第３項に規定する基準利率、法第89条第１項に規定する終身年金現価率及び法第90条第１項に規定する有期年金現価率は、それぞれ別表第１から第４に掲げる数値とし、法第113条第２項第３号の規定による掛金及び当該掛金に係る負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、それぞれ別表第５に掲げる数値を乗じて得た額とする。
第５章　厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金
（厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金）
第21条　組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担、退職等年金給付並びに法第116条の２第１項に規定する財政調整拠出金の拠出の円滑な実施を図るため、連合会に厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金（以下「調整積立金」という。）を設ける。
２　前項の厚生年金保険給付調整積立金については法第38条の８第２項の規定により、退職等年金給付調整積立金については法第38条の８の２第２項の規定により、それぞれ連合会に払い込まれた金額をもつて充てる。
３　連合会は、法第38条の８第３項又は法第38条の８の２第３項の規定により、組合の請求に基づき、当該組合の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担又は退職等年金給付（これらに係る組合の事務に要する費用（法第113条第５項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担を含む。）に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金をそれぞれの調整積立金から当該組合に交付する。
第22条第１項中「経費」の次に「（退職等年金給付に係るものを除く。）」を、「組合」の次に「（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。）」を加える。
第22条第２項中「市町村連合会にあつては、」の次に「指定都市職員共済組合、」を加える。
第23条中「第４項」を「第５項」に、「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」に改める。
第24条中「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理」に、「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理」に、「、業務経理及び退職等年金給付業務経理」を「及び業務経理」に改める。
附則第２項及び第３項を削り、附則第１項の次に次の１項を加える。
２　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の２第１項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、第３条第１項第３号中「及び退職等年金給付組合積立金」とあるのは「、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、第３条第１項第４号及び第21条第１項中「及び退職等年金給付調整積立金」とあるのは「、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金」と、第21条第１項中「、退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、同条第３項中「又は退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、第23条中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第24条中「及び業務経理」とあるのは「、業務経理、経過的長期給付調整経理及び経過的長期預託経理」として、これらの規定を適用する。
別表（第20条関係）を削り、別表として次の５表を加える。
別表第１
別表第２
別表第３
別表第４
別表第５
第２条　地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（平成25年３月29日認可）の一部を次のように変更する。
附則第４項中「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。
附　則
１　この変更は、平成27年10月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公告の日から施行する。
２　変更前の定款第20条、附則第２項及び別表の規定は、平成27年９月までの月分の掛金及び負担金について、なおその効力を有する。
３　変更前の定款附則第３項の規定における平成27年10月以前の年金保険者たる共済組合に係る拠出金については、なお従前の例による。
４　変更前の定款第24条の規定における預託金管理経理で経理する資金に関する取引については、施行日以前に預託された全ての資金に係る管理が終了するまでの間、なお従前の例による。

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、役員の異動について次のとおり公告する。
平成27年４月30日
地方職員共済組合
理事長　河野　　栄
退　任　理事（常　勤）　宮澤　彰夫
（平成27年３月30日）
就　任　理事（常　勤）　西浦　　敬
（平成27年４月１日）

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
１　処分をした弁護士会　埼玉弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　　名　大塚　隆治
登録番号　30288
事 務 所　埼玉県さいたま市南区白幡４－23－11　ＳＤＡビル２階　レンジャー五領田法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
平成27年３月30日
平成27年４月10日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成27年４月30日　　北海道教育委員会
１　失効した免許状
氏名　葛西　理史　本籍地　北海道
⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　小学校教諭１種免許状、平15小一種第0467号、北海道教育委員会、平成16年３月15日
②　中学校教諭１種免許状、国語、平15中一種第0959号、北海道教育委員会、平成16年３月15日
③　高等学校教諭１種免許状、国語、平15高一種第1389号、北海道教育委員会、平成16年３月15日
⑵　失効年月日　平成27年３月13日
２　失効した免許状
氏名　髙木　智和　本籍地　栃木県
⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　小学校教諭１種免許状、平13小１第2167号、栃木県教育委員会、平成14年３月26日
②　中学校教諭１種免許状、数学、平13中１第2166号、栃木県教育委員会、平成14年３月26日
③　高等学校教諭１種免許状、数学、平13高１第2165号、栃木県教育委員会、平成14年３月26日
④　高等学校教諭専修免許状、数学、平15高専修第0633号、北海道教育委員会、平成16年３月25日
⑵　失効年月日　平成27年３月25日